

学校法人寄附行為変更認可書

学校法人 四国学院

令和6年7月5日付けで申請のあった寄附行為の変更
を、私立学校法第45条第1項の規定によって認可します。

令和6年12月19日

文部科学大臣

阿 部 俊 子

(公 印 省 略)